

(事務幹事保険会社)

明治安田生命保険相互会社 御中

貴社の定款および団体信用生命保険普通保険約款に基づき、下記の者の団体信用生命保険への加入を申し込みます。下記の告知記入事項は被保険者自身が本申込書兼告知書次頁の「団体信用生命保険のご説明」「個人情報の取扱いについて」および「団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を承知のうえ記入したものであり、事実と相違ありません。

なお、この記入事項が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。

Table with 4 columns: 県コード, 学種, 学校番号, 個人番号

(保険契約者)

日本私立学校振興・共済事業団

太線の枠内は被保険者ご本人が、告知日現在の状況をありのままもれなくご記入ください。ありのままをもちろなくご記入されないと保険金が支払われない場合があります。

同意欄 and 確認欄 with checkboxes and explanatory text regarding insurance terms and conditions.

同意欄、確認欄の記載事項について同意、確認のうえ、自署し、保険契約への加入を申し込みます。

告知日, 生年月日, 現住所, フリガナ, 性別, 訂正箇所, 年齢, 満歳, 告知日(記入日)

Iに記載の告知事項を確認のうえ、それぞれ「あり」「なし」のいずれかを必ず○で囲んでください

告知事項 I table with 3 main items regarding medical treatment, chronic diseases, and physical disabilities.

上記Iで、「あり」に該当する項目があった場合、以下IIの(1) (5) すべてをご記入ください。(6)に該当する場合は、数値等をご記入ください

告知事項 II form with detailed input fields for medical history, treatments, and lab results.

貸付内容, 貸付日(予定日), 貸付金額(保険金額), 償還回数

適用区分 (1. 新規, 2. 中途), 特記事項 (告知査定諾否決定通知書), 承諾, 謝絶

団体信用生命保険のご説明

1. 団体信用生命保険とは

この保険は、日本私立学校振興・共済事業団(以下、「私学事業団」といいます。)を保険契約者および保険金受取人とし、私学事業団から貸付を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である私学事業団に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。

従いまして、ご家族の方々にも、この保険の内容についてあらかじめご説明願います。

2. 団体信用生命保険への加入手続き

団体への加入申込みの際に、この「申込書兼告知書」でおたずねする現在の健康状態や過去の傷病歴、身体の障害状態等について、ありのままにお知らせしていただくことを「告知」といいます。この書面による告知は、事務幹事保険会社にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、必ず被保険者ご本人が、ありのままを正確にもれなくご記入ください。

借入金額(保険金額)が所定の金額を超える場合は、事務幹事保険会社所定の専用診断書を添付していただいたり、告知の内容によっては、医師の診断書等を追加してご提出いただきます。

なお、現在および過去の健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

また、ご提出いただいた「申込書兼告知書」や診断書等は返却いたしませんので、あわせてご了承ください。

3. 保障開始日について

保障開始日は、貸付実行日または事務幹事保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。

借り換え貸付の場合は、あらかじめ団体信用生命保険契約にご加入いただくこととなりますので、借り換え日または事務幹事保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日が新たな保障開始日となります。

このため、借り換え前にご加入いただいた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はいたしませんので十分ご留意ください。

4. 告知義務違反による解除について

「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内であれば「告知義務違反」として解除され、保険金のお支払いができずに債務が残ることがあります(お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります)。なお、告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年を超えていたとしても詐欺による取り消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

5. 保険金のお支払いについて

被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当した場合、私学事業団に所定の保険金が支払われます。

- (1) 死亡されたとき
- (2) 保障開始日以後の傷害または疾病が原因で、次のいずれかに該当する高度障害状態に該当されたとき
 - ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※用語の説明については、重要事項に関するご説明P3の「3. 保険金のお支払いについて(備考)」をご参照ください。

6. 保険金が支払われない場合

被保険者が次のような事由に該当する場合は、保険金のお支払いができないことがあります。

- (1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき
- (2) 被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき
- (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき
- (4) 戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき
- (5) 告知義務違反による解除(「4. 告知義務違反による解除について」をご参照ください)
- (6) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合
- (7) 重大事由による解除の場合(反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む)
- (8) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき(その傷害や疾病を告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません)

7. 保険事故発生の場合の手続き

万一、被保険者に保険事故(死亡または所定の高度障害状態)が発生した場合には、保険金受取人である私学事業団からの請求に応じて保険金のお支払いを行いますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われた場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに各学学校法人等の私学事業団事務担当者あてにご連絡いただく必要があります。従って、保険の内容についてご家族の方々にもあらかじめご説明ください。ご連絡が遅れた場合、または私学事業団へのご返済が遅延している場合には、保険金を債務に充当後も利息等の一部について債務が残ってしまうことがあります。お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、事務幹事保険会社ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)等にも記載しておりますのであわせてご確認ください。保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間請求がないときには消滅しますのでご注意ください。また、被保険者の治療情報等について生命保険会社が医療機関等へ事実の確認を行なうことがあります。その事実の確認に際し被保険者等が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、生命保険会社は確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金をお支払いいたしません。

死亡保険金または高度障害保険金は、保険金受取人からの請求に基づいて支払われます。保険金額はお支払事由該当時の債務残高を基準に定めますので、両方の保険金のお支払事由(死亡または所定の高度障害状態)に該当していた場合、該当時期が異なることにより死亡保険金と高度障害保険金の保険金額が異なる場合があります。例えば、高度障害保険金の支払事由該当後も高度障害保険金のご請求のないまま債務のご返済を継続されてお亡くなりになられた場合は、高度障害保険金のお支払事由該当時の債務残高が、死亡時の債務残高を上回ることであります。

その状況において、高度障害保険金でなく死亡保険金でのご請求がありますと、高度障害保険金よりも少額の死亡保険金が支払われることとなってしまいますので、十分ご留意願います。

8. この契約からの脱退日

- ・満81歳に達した日の属する月の末日
- ・脱退申出(任意脱退)のあった日の属する月の末日
- ・債務(借入金額)を完済した日
- ・退職日の属する月の末日
- ・即時償還に該当した日の属する月の末日
- ・死亡または所定の高度障害状態に該当された日
- ・保険料充当金又は定期償還金が3か月未納となった日の属する月の末日

9. 引受生命保険会社(共同取扱契約)について

団体信用生命保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。

この保険契約が共同取扱契約の場合は、事務幹事保険会社が他の引受生命保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受生命保険会社はそれぞれの引受割合(引受金額)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯しません。なお、引受生命保険会社および引受割合(引受金額)は変更となる場合があります。引受生命保険会社については、保険契約者である私学事業団へお問い合わせください。

10. ご注意いただきたい点について

この団体信用生命保険には、他の貸付も含め、被保険者ひとりあたりの保険金額に所定の限度額があります。また、今回のお申込みとは別の団体信用生命保険(特約付の団体信用生命保険を含む)にご加入の場合、通算した所定の限度額もあります。いずれの場合も、限度額を超えたお申込みは無効となります。なお、所定の限度額については、保険契約者である日本私立学校振興・共済事業団にご確認ください。

(事務幹事保険会社) 明治安田生命保険相互会社

個人情報の取扱いについて - 保険契約者と生命保険会社からのお知らせ -

この「申込書兼告知書」に記載の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)は、本書面に記載の保険契約者である日本私立学校振興・共済事業団(以下、「契約者」といいます。)が取得し、貸付金残高および返済予定額とともに契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社)を含みます。以下同じ)に提供いたします。(ご提出いただいた医師の診断書等の個人情報も含まれます。)

契約者は、当該保険の運営において入手する被保険者の個人情報を、本保険契約の事務手続き(申込・諾否決定の確認・保険金請求計算等の維持管理)に利用します。

生命保険会社は、契約者から提供された被保険者の個人情報を、各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用(※)し、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、被保険者の個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

なお、引受生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、被保険者の個人情報は変更後の引受生命保険会社に提供されます。

なお、事務幹事保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

(※) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる目的に利用目的が限定されています。